

R7 森さぼ・補助メニュー一覧表

区分	種目		内容	事業実施主体	採択要件	補助対象経費	補助率又は補助金額
1. 森林施業支援事業	(1)造林事業		民有林で、国、県事業の補助対象外の新植・補植・保育（下刈り、枝打ち、除伐、間伐） ・竹林除去への助成	森林所有者等 林業事業体	新植・補植・保育・新植に先立ち行う竹林除去 樹種:スギ、ヒノキ、マツ等針葉樹、広葉樹等 面積:0.1ha 以上	新植・補植・竹林除去に係る経費（資材費、労務費、機械器具損料、諸経費） 保育…下刈り（年 2 回まで）、枝打ち、除伐、間伐に係る経費（資材費、労務費、機械器具損料、諸経費）	補助率:2/3 以内（補植は 1/2 以内）
	(2)市産材生産促進事業 （6月下旬頃募集開始予定）	主伐・利用間伐	詳細については募集開始と同時に掲載				
		運搬					
	(3)作業道整備事業	新設	民有林で、国、県事業の補助対象外の作業道整備への助成	森林所有者等 林業事業体	規格:延長 50m以上 幅員 1.5m以上 3m 以内 最急勾配:25%	主伐、利用間伐、造林用資材及び労務の搬入等の造林事業に付随する作業のための簡易なものとし、恒久的な工作物は除く。（資材費、労務費、機械器具損料、諸経費）	補助金額:延長(m)×幅員(m)×650 円以内
		修繕	民有林で、国、県事業の補助対象外の作業道修繕への助成	森林所有者等 林業事業体	既設作業道修繕	既設作業道修繕費（資材費、労務費、機械器具損料、諸経費）	補助率: 2/3 以内 限度額: 60 万円
		管理	民有林で、国や県、その他市事業の補助対象外の作業道管理への助成	森林所有者等 林業事業体	森林施業地又は森林施業予定地の既設作業道（公道からの進入路を含む。）の草刈り等 幅員:1m以上 延長:50m以上	作業道の管理経費（労務費、機械器具損料、諸経費）	補助金額:延長 10m あたり幅員(m)×100 円以内
2. 担い手支援事業	(1)安全対策事業	安全対策備品等購入支援	林業従事者及び木材業従事者の労働安全衛生・林業労働災害防止に対する助成	森林所有者等 林業事業体 木材事業者	市内に住所を有する現場従事者又は現場従事者を有する林業事業者若しくは木材事業者で 5 年間の現場従事が見込まれる者	安全防具・安全対策備品等購入費	補助率:1/3 以内 限度額:5 万円/人、50 万円/事業体
		安全対策支援	林業・木材産業に資する研修会・資格に対する助成		担い手育成や労働安全衛生向上、林業労働災害防止などを目的とした事業であること	資格の取得（伐採・造材・集材関係、作業道関係、土場関係、木材運搬関係、製材・木材加工作業関係）にかかる受講料、旅費等	補助率:2/3 以内 限度額:5 万円/人、10 万円/事業体
						林業担い手の育成等を目的として開催する研修等にかかる経費（報償費、旅費、印刷製本費、資材費、広告料、使用料及び賃借料等）	補助率:2/3 以内 限度額:30 万円
	(2)省力化支援事業	機械・器具取得支援	省力化及び品質向上に資する機械・器具取得への経費助成	森林所有者等 林業事業体 木材事業者 みんなでつくる出雲の森事業出荷登録者	伐採・集材・運搬（土場まで）、製材及び木材加工等に使用する機械・器具の購入で 1 台 20 万円以上とする ただし、チェーンソー及び刈払い機の場合は、エンジン式、バッテリー式どちらも 1 台 5 万円以上のものを補助対象とし、みんなでつくる出雲の森事業の出荷登録者であること	伐採、集材、運搬、製材・木材加工等に使用し、省力化及び品質向上に資する林業機械・器具の購入費で、中古機械・器具の購入費も対象とする。	補助率:1/3 以内 限度額:150 万円
		機械・器具賃借支援	省力化及び品質向上に資する機械・器具賃借への経費助成	森林所有者等 林業事業体 木材事業者	伐採・集材・運搬（土場まで）、製材及び木材加工等に使用する機械・器具の賃借	伐採、集材、運搬、製材・木材加工等に使用し、省力化及び品質向上に資する林業機械・器具の賃借費	補助率:1/2 以内 補助期間: 6 ヶ月以内/人・事業体 限度額:15 万円/月
		林業 ICT 支援	林業の省力化に資する器具購入・システム導入経費に対する助成		林業の省力化に資する器具購入やシステム導入	林業の省力化に資する器具購入・システムの導入にかかる経費	補助率:1/2 以内 限度額:100 万円
3. 普及・啓発事業	(1)普及事業		森林整備・林業振興に資する事業に対する助成	森林整備・林業振興に資する団体	林業事業体及び木材事業者等が相互に連携し、森林整備・林業振興を目的とした事業であること	森林整備・林業振興に資する事業にかかる経費	補助率:2/3 以内又は 10/10 以内 限度額:100 万円
	(2)啓発事業		森林・林業啓発及び木材利用に関する啓発活動に対する助成	森林・林業啓発及び木材利用に関する啓発に資する団体	地域、学校、団体が行う森林・林業・木材利用に関する啓発等を目的とした事業であること	林業体験、木工教室等にかかる経費（報償費、印刷製本費、資材費、広告料、使用料及び賃借料等）	補助率:2/3 以内 限度額:20 万円 ただし、資材費については市産材を用いた場合に限り 10/10 以内